

最高裁における逆転無罪判決

本号では、最高裁における逆転無罪判決を2つで紹介する。本年4月14日判決と本年3月26日判決である。いずれもぜひ原文にあたっていただきたい（最高裁ホームページにて公開中）。

平成21年4月14日判決

痴漢事件についての最高裁逆転判決（速報）

刑事弁護委員会副委員長 高橋 俊彦（52期）

事 案

通勤通学時間帯の小田急線の車内における痴漢事件。一審・二審ともに有罪。

判 旨

本件は、被害者の供述が唯一の有罪立証の根拠とされており、その信用性判断が有罪無罪を分ける決め手となる事件であるところ、本判決は、満員電車内の痴漢事件における特殊性（客観的証拠が得られにくく、被害者の供述が唯一の証拠である場合が多く、被害申告がされ犯人と特定された場合、その者が有効な防御を行うことが容易ではない）から「特に慎重な判断をすることが求められる。」とした上で、その供述内容を仔細に検討し、これに疑いをいれる余地があることを否定し難く、したがってその信用性を全面的に肯定する一審判決及び原判決の判断について必要とされる慎重さを欠いているとして無罪判決を下した（自判）。なお補足意見と反対意見が各2つずつある。

那須補足意見は、混雑する電車内における痴漢事件の犯行が、「単純かつ典型的」な態様のものが多く、普通の能力を有する者がその気になれば、法廷において「具体的で詳細」な体裁を具えた供述をすることはさほど困難でもなく、さらに検察官との公判前の打ち合わせ作業が念入りに行われれば行われるほど、公判での供述は外見上「詳細かつ具体的」、「迫真的」で、「不自然・不合理な点がない」ものとなるのも「自然の成り行き」であり、公判での被害者の供述がそのようなものであるからといって、それだけで被害者の主張が正しいと即断することに危険

が伴い、事実誤認の余地が生じる、とする。そして、供述の信用性を補強する証拠等が存在しない場合に有罪の判断に踏み切るにあたっては、「合理的な疑いを超えた証明」の視点から、格別に厳しい点検を欠かせられず、本件被害者供述の信用性には積極的に疑いをいれる事実が複数存在し、その疑いは単なる直感による「疑わしさ」の表明（「なんとなく変だ」「おかしい」）の域にとどまらず、論理的に筋の通った明確な言葉によって表示され、事実によって裏づけられたものでもあり、被告人が有罪であることに対する「合理的な疑い」を生じさせるものであるとして無罪を結論づける。

他方、近藤補足意見は、那須補足意見に同調しつつ、一般的に被害者とされる女性の供述内容が真実に反すると断定することは著しく困難であるから、被害者の供述内容が「詳細かつ具体的」、「迫真的」で「不自然・不合理な点がない」といった表面的な理由だけで、その信用性をたやすく肯定することには大きな危険が伴うとし、また、被害者の供述するところはたやすくこれを信用し、被告人の供述するところは頭から疑ってかかるというようなことがないよう厳に自戒する必要がある、とまで述べている。

なお、最高裁における事実認定のあり方についても特筆すべき意見を含んでいるが、紙幅の関係からここでは省かせていただく。

本判決が有する意義等については、次号、本件の弁護人であった当会の秋山賢三会員に詳細に論じていただく予定である。

平成21年3月26日判決

「軽犯罪法違反」科料9000円の無罪

刑事弁護委員会委員 前田 領 (60期)

依頼者は当時27歳の会社員で前科・前歴もない真面目な方だった。

依頼者は、当時、健康面で不安があったため、毎日の運動をかかさないようにしていた。その日は、昼間に運動することが出来なかったため、夜に運動することにした。その際、夜の新宿が危険であると考えて、護身用に催涙スプレーをズボンのポケットに入れ、出かけた。

路上を自転車で走行中、警察官に声をかけられ、職務質問され、依頼者が催涙スプレーを持っていたことが発覚した。そして任意同行を求められ、起訴され、第1審で科料9000円となり、控訴審でも第1審の判決が維持され、上告した事案である。

この事件は、弁護士会館の3階で国選事件をみていた時に、もっと事件を詳しく知りたいと思い指名を受けた。修習生のときに、検察庁で「軽犯罪法」の事件が多数送致されていることを知り、「業務性」など軽犯罪法の構成要件の抽象性に疑問を持っていたため、機会があれば弁護人として活動したいと思っていたからである。

依頼者との打ち合わせの中で、直接の声を聞いた。

「この件で起訴され、科料になったことが納得できない」「本当にこんなことが犯罪とされるのか」という依頼者の真摯な疑問から始まった。

受任直後はこの事件で上告審まで争う理由を深くまで考えてはいなかった。しかし、依頼者の「おかしいことはおかしい」「最後まで闘いたい」という気持ちを聞いているうちに、この疑問は依頼者にとっては当然で常識的なものであり、依頼者のこの気持ちを裁判所に訴え、必ず最高裁判所の判断を仰がなければ

ならないと思った。

その後、証拠書類を見て、連絡を取り合い、依頼者自身も上告趣意書を作成することも決めた。弁護人の上告趣意書を作成して、依頼者に直接確認してもらい、依頼者の上告趣意書と一緒に提出した。

趣意書を提出してから4ヶ月程経過したころ、裁判所から弁論が開かれる旨の連絡があった。事前に検察官から答弁書が出され、こちらも弁論を提出して、弁論が開かれた。

その後の判決期日に裁判所は、本件では「(被告人の行為は)社会通念上、相当な行為であり、上記「正当な理由」によるものであったというべきであるから、本号の罪は成立しないと解するのが相当である」と原審を破棄した上、無罪判決を出した。

捜査機関が、軽犯罪法違反だから被告人はあきらめるだろうと考え、容易に科料にしてきた事例も、これまでは多数存在してきたのではないかと思う。しかし、今回の判決がそのような捜査・起訴の抑制になるのではないかと期待している。

この事件は、依頼者自身が自己の常識的感覚を信じ、第1審・控訴審の弁護士の先生方が一生懸命に闘っていただいた故に、最高裁に届いた事件だと考える。

上告審はしても意味がないとよく言われている。しかし、裁判所も、本当に常識に反していると判断した場合には新たに判断してくれることがあるのだと実感した。この判決は最高裁判所の「最後の砦」の役割を果たしてくれたものと思う。

最高裁判所でも破棄・自判されることもあるという事実が上告審で活動されている先生方や、これから上告審を担当される先生方への一助となれば幸いである。